

コード	職種分類	主なお仕事の内容(職種名)	職種区分
01	技術者(技師、監督を含む)	農業技術者、水産技術者、化学技術者、システムエンジニアなど	A
02	教員	幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、職業訓練指導員など	A
03	保健医療従事者	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、歯科技工士、マッサージ師など	A
04	芸術家、芸能家	文芸家、画家、書家、音楽家、漫画家、デザイナー、芸術写真家など	A
05	職業スポーツ家	運動競技およびその練習などを職業の一環として行っている者など	A
06	その他の専門的職業従事者	保育士、裁判官、検察官、弁護士、アナウンサー(ラジオ・TV)、記者、学習塾講師など	A
11	事務従事者	議会議員、首長、一般事務員、集金人、検針員、タイピスト、芸能マネージャーなど	A
21	販売従事者	販売員(小売店・卸売店)、小売・卸売・飲食店主、販売外交員など	A
31	農林業作業	農耕作業、酪農作業、養鶏作業、植木職、造園師、ブリーダー(犬)など	B
36	漁業作業	漁場監視員(内水面、海面)、海草類採取作業、貝類採取作業など	B
41	採鉱・採石作業	採鉱員(坑外作業)、じり・砂採取作業、さく井工、ボーリング工など	B
51	自動車運転者(助手を含む)	バス運転者、タクシー運転手、乗用自動車運転者(自家用・営業用)など	B
52	船舶関連従事者	船舶(漁船・漁労船を除く)に乗船することを職務とする者	A
53	航空機関係従事者	航空カメラマン(定期・不定期航空機)、パーサー(航空機)、フライトアテンダント(キャビンアテンダント)など	A
54	その他の運輸従事者	電車運転者、車掌、機関士(鉄道)、フォークリフト運転者、倉庫作業員など	A
55	通信従事者	無線通信員(船舶・漁船乗船者、航空機搭乗者を除く)、航空管制官、郵便外務員など	A
61	金属製造加工作業	板金工、金属製品(刃物、工具、金具等)製造工、製かん(缶)工、旋盤工など	A
62	電気機械組立・修理作業	民生用電子・電気機械器具修理工、電気機械器具検査工、半導体製品製造工など	A
63	輸送機械器具組立・修理作業	自動車整備・修理工、航空機整備工、自動車組立工、鉄道車両組立工・修理工など	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業	時計修理工・検査工・組立工、光学機械器具検査工・修理工・組立工など	A
65	その他の機械組立・修理作業	事務用機械組立・修理工、産業用機械組立・修理工、建設機械組立・修理工など	A
66	製糸・紡織作業	製糸・紡織作業(手工、機械工)、編物工(手工、機械工)、製綿工(手工、機械工)など	A
67	裁断・縫製作業	ミシン縫製工、縫製作業(手工、機械工)、寝具仕立工(手工、機械工)など	A
68	木・竹・草・つる製品製造作業	木工(手工、機械工)、木製家具・建具製造工(手工、機械工)、製材工、船大工など	B
69	パルプ・紙・紙製品製造作業	紙料工(手工、機械工)、紙製品製造工(手工、機械工)、紙裁断工(手工、機械工)、パルプ工など	A
70	印刷・製本作業	印刷作業、製本作業(手工、機械工)、校正作業、製本検査作業など	A
71	ゴム・プラスチック製品製造作業	ゴム製品製造工(手工、機械工)、プラスチック製品検査工、タイヤ製造工など	A
72	かわ・かわ製品製造作業	かわ製造工(手工、機械工)、くつ製造工・修理工(手工、機械工)など	A
73	窯業・土石製品製造作業	陶磁器製造工、石工、生コンクリート製造工、ガラス製品加工工、れんが類製造工など	A
74	飲食料品製造作業	飲食料品製造作業(手工、機械工)、菓子製造工(手工、機械工)など	A
75	化学製品製造作業	アルコール製造工、印刷インキ製造工、農薬製造工、化学繊維工、医薬品製造工など	A
76	建設作業	大工(船大工、車大工以外)、型わく工、鉄筋工、防水工、建設・土木作業員など	B
77	定置機関・機械および建設機械運転作業	クレーン(起重機)運転工、ポンプ運転工、ボイラーオペレーター、玉掛工など	A
78	電気作業	電気工事業者(高圧線を含む)、架線工[内線工](高圧線を含む)など	A
79	その他の技能工・生産工程作業	かばん製造工・修理工(手工、機械工)、塗装工、製図工、包装工、表具師など	A
81	保安職業従事者	看守、守衛、警備員、児童交通擁護員、倉庫警備員、交通整理・誘導員など	A
86	サービス職業従事者	理容師・美容師、調理人・料理人、キャディー、観光ガイド、校務員、クリーニング工など	A
91	有職者以外	職業に従事していない者、家事従事者(主婦)、児童・幼児、学生(航空、防衛、水産、商船学校以外)など	A

※上記一覧は主な職業・職種の一例です。該当のない職業・職種の場合には、お問い合わせください。

※職業が次の「お引き受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。(就業中不担保の契約を除きます。)

炭鉱、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、危険が高いと引受保険会社が判断したプロスポーツ選手、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業、火薬類・強酸・激毒物などの危険物の製造業者、潜水作業、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官